



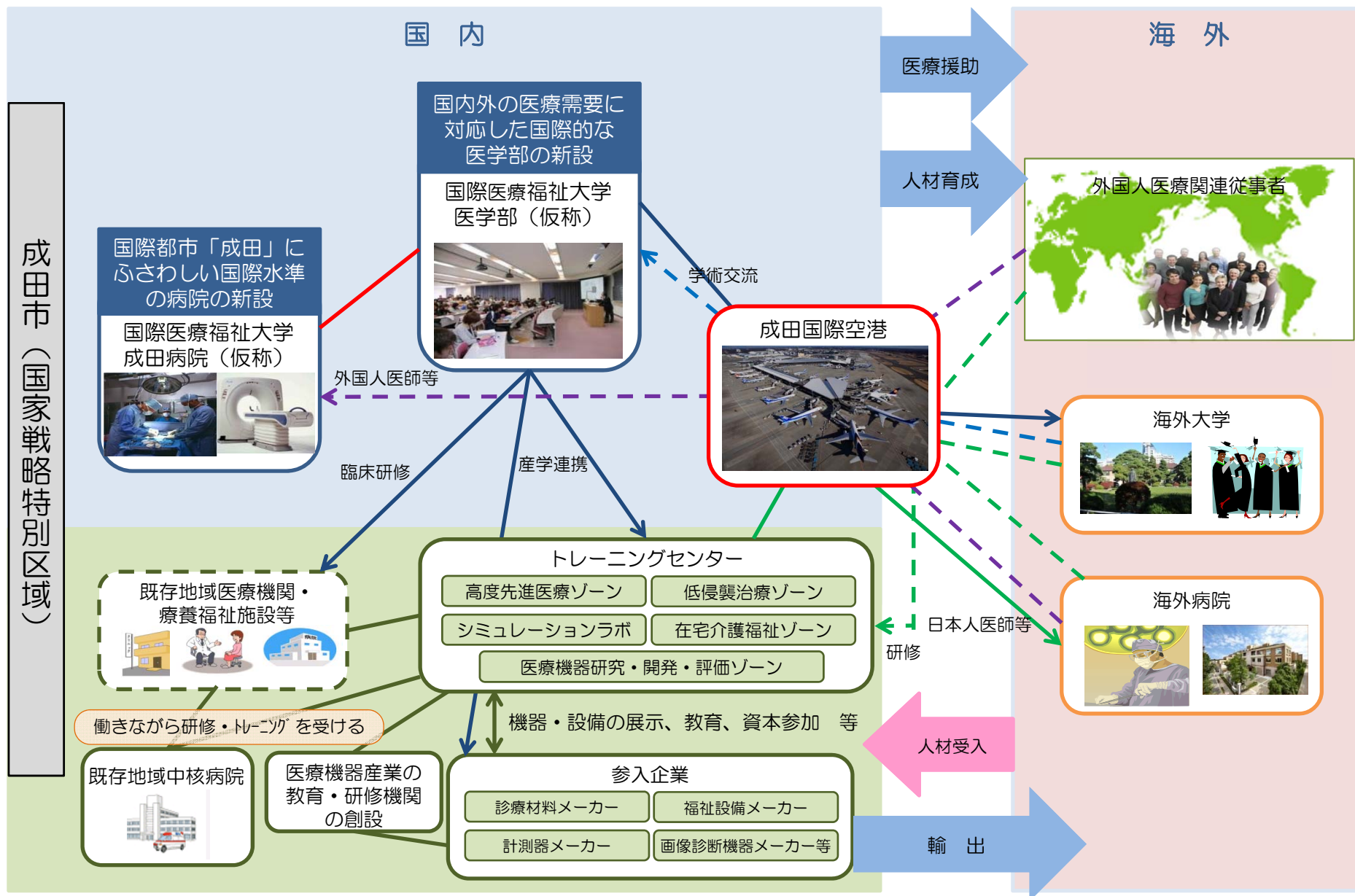
## 資料3

# 東京圏国家戦略特別区域会議 「成田市 分科会」 ～ 成田市提出資料 ～

平成 26 年 12 月 17 日

成 田 市

# 国際医療学園都市構想とは



# 国際医療学園都市構想の実現のために必要な規制緩和(1)

## 医学部新設の解禁

- 「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準(平成15年3月31日文科科学省告示第45号)」により、医学部設置を認可の対象としない旨規定されている。
- しかしながら、「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針(平成25年10月18日日本経済再生本部決定)」において、「国家戦略特区の趣旨を踏まえ、関係省庁と連携の上、検討する。」こととされた。
- 平成26年10月1日に開催された東京圏国家戦略特別区域会議(第1回)において、東京圏国家戦略特別区域計画(素案)が公開され、「医療分野におけるイノベーションの創出を担う国際的な医療人材を育成するため、国内外の医療需要に対応した国際的な医学部の新設等について検討して結論を得る。」こととされた。
- 「国内外の医療需要に対応した国際的な医学部」の新設が認められた際には、国際医療協力や地域医療貢献への志が高い学生を育成していきたいと考えている。
- 「**国内外の医療需要に対応した国際的な医学部**」を新設するためには、**医学部新設の規制の緩和が必要である。**

## 国際医療学園都市構想の実現のために必要な規制緩和(2)

### 病床規制に係る医療法の特例

- 大学設置基準(昭和31年10月22日文部省令第28号)第39条の規定により、医学部を設置する場合には、附属施設として附属病院を設置しなければならない。
- 附属病院の病床数については、医学部設置審査基準要項が平成3年に廃止となったため、明確な基準はないが、東北地方における医学部新設に係る公募の例によると、従前の基準である600床以上が求められるものと考えている。
- 成田市が属する千葉県印旛保健医療圏については、現在の基準病床数は5,827床であり、不足病床数はない。
- 国家戦略特区の「病床規制に係る医療法の特例」は高度医療の提供に係るものであり、これまでの例を見ると、認可を受けたのは20～30床である。
- 「国内外の医療需要に対応した国際的な医学部」の附属病院には、地域医療の充実のみならず、国際的な医療サービスの提供も必要であると考えており、他の医学部附属病院と比較しても特徴的な病院になると思われる。
- 上記の理由から、「**国内外の医療需要に対応した国際的な医学部**」の新設が認められた場合には、**国家戦略特区において、その附属病院の病床数を認めていただきたい。**

## 国際医療学園都市構想の実現のために必要な規制緩和(3)

### 外国医師の業務解禁

- 「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和62年5月26日法律第29号)」の規定により、厚生労働大臣の認可を受ければ、医療に関する知識及び技能の習得を目的とする場合において最長で4年の間、臨床修練を受けることができる。
- また、二国間協定により、イギリス、フランス、シンガポールの医師については、国内においてもそれぞれの国籍を持つ患者の診療が認められているが、診療する病院や診療できる医師の人数が限定されている。
- 訪日外国人の数は過去最高を記録しているが、東京オリンピックに向け、今後、ますます増加するものと思われる。
- 国際的な医学部の附属病院には、地域医療の充実のみならず、国際的な医療サービスの提供も必要であると考えている。
- 従って、**外国人に対する医療サービスの充実のため、国際的な医学部の附属病院においては、「二国間協定に基づく外国医師の業務解禁」が望まれる。**
- また、**外国人医師にあつては、母国だけでなく、日本を含む様々な国の人を診察できるようにし、高度な医療をより多くの人々が受診できるようになるよう、規制緩和が望まれる。**

### 外国看護師等による臨床修練

- 外国看護師等(看護師、放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視機能訓練士、言語聴覚士など)は、外国医師と同様に、関係法令の規定により、厚生労働大臣の許可を受ければ、最長で2年の間、臨床修練を受けることができる。
- 中でも、外国人看護師及びその候補者にあつては、経済連携協定(EPA)によりインドネシア人、フィリピン人が、交換公文によりベトナム人が在留資格を認められている。
- 看護師不足の解消及び外国人に対する医療サービスの向上のため、**EPA締結国並びに公文交換国以外の国についても、日本の看護師資格を有する者については、「在留資格の認可」が望まれる。**
- 外国人に対する医療サービスの充実のため、**放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視機能訓練士、言語聴覚士などについても、国際的な医学部の附属病院においては、「臨床修練期間の延長」が望まれる。**

## 国際医療学園都市構想の実現のために必要な規制緩和(4)

### 農地転用許可等の権限移譲

- 農地法(昭和27年7月15日法律第229号)では、農地を農地以外のものにする者は都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければならない旨が規定されている。
- 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年7月1日法律第58号)では、農業振興地域整備計画を変更する場合には、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとされている。
- 成田市で想定する事業区域は4haを超えるため、農地転用にあつては農林水産大臣の許可、農業振興地域整備計画の変更にあつては農林水産大臣との協議及び千葉県知事の同意が必要となる。
- 医学部・附属病院の新設予定地は市街化調整区域の農地を含んでおり整備に先立って、農業振興地域整備計画の変更の実施及び農地転用許可を受ける必要がある。
- 農林水産省の定める農地転用事務の標準的な事務処理時間によれば、農林水産大臣の許可に関する事案については事前審査から処分までに最長で12週間以内とされているが、農業振興地域整備計画の変更を行った上での許可申請となり、計画の変更には事前協議を含めると、1年余の日数が必要となることから、通常の手続きを行うと農地転用まで2年近い日数を要すると考えている。
- 地域の実情を把握する基礎自治体が農地転用許可に係る事務を行うことで事務の迅速化が図られ、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能になると考える。
- なお、成田市では、この他にも「卸売市場の農産物輸出拠点化」なども提案しており、単に農地を減らすのではなく、農業の成長に寄与していきたいと考えている。
- 国家戦略特区に係る事業の実施については、スピード感を求められており、成田市としても早急に提案を実現したいと考えていることから、**事業の実施区域に限定して、農地転用に係る許可権限の成田市長への移譲、並びに農業振興地域整備計画を変更する際の協議の省略が必要である**と考えている。